

医療機関向け福祉医療費助成制度等説明会 次第

H26. 6. 25 (水) 14:00-15:00 浜田会場 いわみーる 401
H26. 6. 26 (木) 13:30-14:30 松江会場 くにびきメッセ 501
H26. 6. 26 (木) 15:00-16:00 松江会場 くにびきメッセ 501
H26. 6. 27 (金) 13:30-14:30 出雲会場 パルメイト出雲 ホール

1 福祉医療費助成制度の改正等について

資料番号 1 (島根県 障がい福祉課)

(1) 平成 26 年 10 月 1 日改正の概要 (福祉)

- ①対象者を拡大し、精神障がい者を追加
- ②自己負担上限額の引き下げ (出雲市で一部経過措置)

(2) 周知について (福祉、精神通院、精神手帳)

- ①福祉医療ポスターを配布しますので、掲示等ご協力をお願いします。
- ②自立支援医療機関 (精神通院) には、合わせて精神通院医療、精神手帳のポスター掲示もご協力をお願いします。

(3) 他の公費負担制度一部負担金が生じる場合の取り扱いについて (福祉、乳幼児)

- ①償還払いとしていた特定疾病、更生医療、精神通院医療、肝炎事業との併用の場合も、原則現物給付とします。
- ②他制度優先の徹底を、改めてお願いします。

2 福祉及び乳幼児等医療費助成制度に係る請求様式・記載の変更について

資料番号 2、3 (島根県国民健康保険団体連合会 審査課)

(1) 様式の改定について (福祉、乳幼児)

(2) 記載の変更について (福祉、乳幼児)

3 質疑応答等

島根県 健康福祉部 障がい福祉課
自立支援医療グループ 遠藤、石井
Tel : 0852-22-6321 Fax : 0852-22-6687
Mail : ishii-yasutomo@pref.shimane.lg.jp
〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地

島根県国民健康保険団体連合会
審査課
Tel : 0852-21-2107, 2114 Fax : 0852-21-3550
Mail : sinsa@shimane-kokuho.or.jp

福祉医療費医療証(資格証)記載の受給者番号について

平成26年10月1日からの福祉医療対象者の拡大に伴い、受給者番号の設定方法を次のとおりとする。

福祉医療レセプト保険者番号

9	1	3	2				
法別番号	都道府県番号	市町村番号	検査番号				
福祉医療91	島根県32	松江市 001 ~	隠岐の島町107	下記参照			

変更無し

医療証の受給者番号=レセプト被保険者番号

H26.10.1以降

受給者区分	負担額区分	個人番号	検査番号
		市町村で設定	下記参照

寝たきり	1	自己負担限度額	
知的	2	入院	通院
身障	3		
重複	4	一般 6	20,000 6,000
ひとり親	5	低所得 7	2,000 1,000
後期高齢	6	20歳未満障 8	2,000 1,000
精神	0		

負担額区分 そのまま利用
(改正前後の上限額の違いは受診年月により判定)

受給者区分
精神1級は0とする。
重複(精神2+身体3.4、精神2+知的)は4をそのまま

検査番号

- ① 法別番号・都道府県番号・市町村番号の各数字に、末尾の桁を起点として、順次2と1を乗じる。
- ② ①で算出した積の和を求める。ただし、積が2桁となる場合は、1桁目と2桁目の数字の和とする。
- ③ 「10」と②で算出した数字の下1桁の数字の差を求める。

変更無し

【例】保険者番号

①

9	1	3	2	1	0	5	?
$\times 2$	$\times 1$	$\times 2$	$\times 1$	$\times 2$	$\times 1$	←末尾を起点= $\times 2$	

$9 \times 2 = 18$ $1 \times 1 = 1$ $3 \times 2 = 6$ $2 \times 1 = 2$ $1 \times 2 = 2$ $0 \times 1 = 0$ $5 \times 2 = 10$

②

1	8	9	1	6	2	2	0	1	0	1						
1	+	8	=	9	1	+	6	=	2	2	+	0	+	1	=	21

③

10	-	1	=	9
----	---	---	---	---

9	1	3	2	1	0	5	9
---	---	---	---	---	---	---	---

【例】医療証番号

①

6	6	0	5	7	8	?
$\times 1$	$\times 2$	$\times 1$	$\times 2$	$\times 1$	$\times 2$	←末尾を起点= $\times 2$

$6 \times 1 = 6$ $6 \times 2 = 12$ $0 \times 1 = 0$ $5 \times 2 = 10$ $7 \times 1 = 7$ $8 \times 2 = 16$

②

6	1	+	2	=	3	0	1	+	0	=	1	7	1	+	6	=	7
6	+	3	+	0	+	1	+	7	+	7	=	24					

③

10	-	4	=	6
----	---	---	---	---

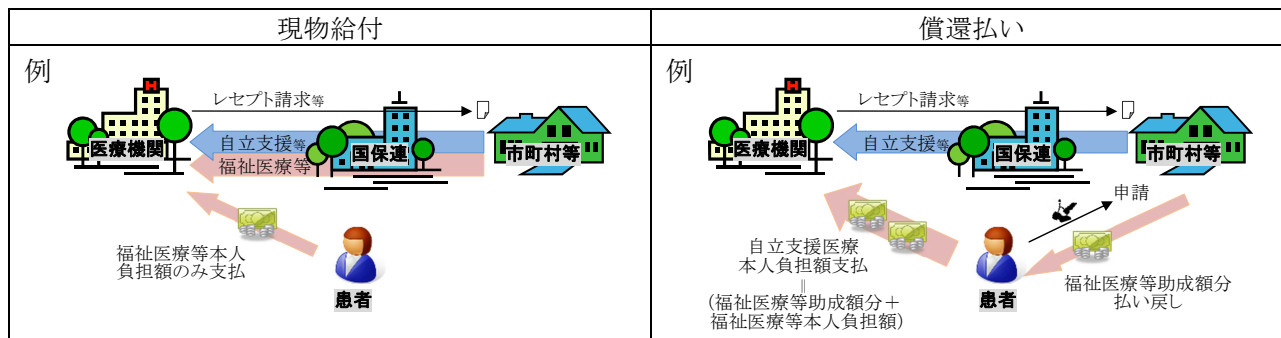
6	6	0	5	7	8	6
---	---	---	---	---	---	---

島根県単独医療費助成事業（福祉医療・乳幼児医療） 他公費併用の場合の現物給付の拡大について

H26.6 島根県障がい福祉課、健康推進課

1 趣旨

現在、島根県単独医療費助成事業について、自立支援医療（育成を除く）等の他公費との併用の場合は償還払いとしているが、現物給付を可能とすることで、患者の利便性の向上を図る。



2 請求支払の変更について

(1) 現状

他公費併用の場合は、現物給付と償還払いが混在している。

■現物給付：育成医療（公費番号 16）（H18～）、障害児入所医療（同 79）・療養介護医療（同 24）（H19～）等 ※なお、薬局等では、本人負担がないため、全て現物給付としている。

■償還払い：特定疾病療養、更生医療（公費番号 15）、精神通院医療（同 21）、肝炎治療（同 38）（償還払いとした理由）

- ・更生医療、精神通院医療は本人負担額が原則 1 割であり、福祉医療等も同様であるため、併用対象者はほとんどないと考えた。
- ・いずれも本人負担上限額の管理が必要な制度であり、その上に福祉医療等の本人負担上限額も管理するのは困難であると考えた。

(2) 平成 26 年 10 月以降の対応

福祉医療改正の機に合わせて、他公費との併用の場合も全て現物給付を可とする。

（現物給付とする理由）

- ・今回の福祉医療の拡充により、併用対象者の増加が見込まれる。
- ・これまでの乳幼児等医療の拡充により、併用対象者が増加してきている。また、本人負担がない場合も多い。
- ・自立支援医療は上限額管理表による管理が定着し、その上に福祉医療等の本人負担上限額の管理することも困難でなくなったと思われる。
- ・患者の窓口支払と償還手続きの負担がともに軽減される。
- ・病院の未納のリスクが低下する。
- ・市町村の償還の事務が軽減される。

3 医療機関における請求事務について

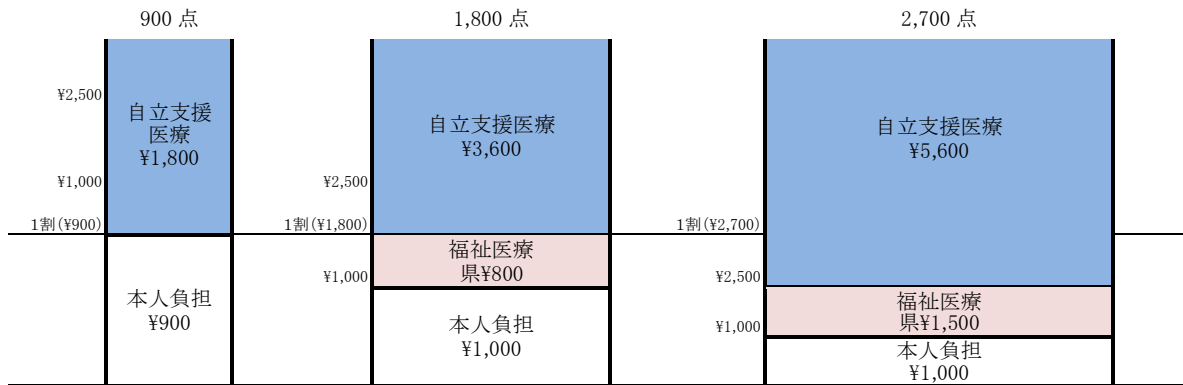
・平成 26 年 10 月診療分（11 月請求分）から実施。
 なお、現物給付化の対応がすぐには困難な場合は、当面償還払いとして頂いても結構です。
 ただ、今般の変更の趣旨をご理解頂き、なるべく早期に現物給付として頂きますよう、格段のご協力をお願いします。

- ・他公費と福祉医療・乳幼児医療の併用の場合は、
 →国保・後期高齢分 レセプト請求
 →社保分 専用様式で請求等

4 請求パターン例（福祉医療・乳幼児医療分についても、国保連への請求となります。）

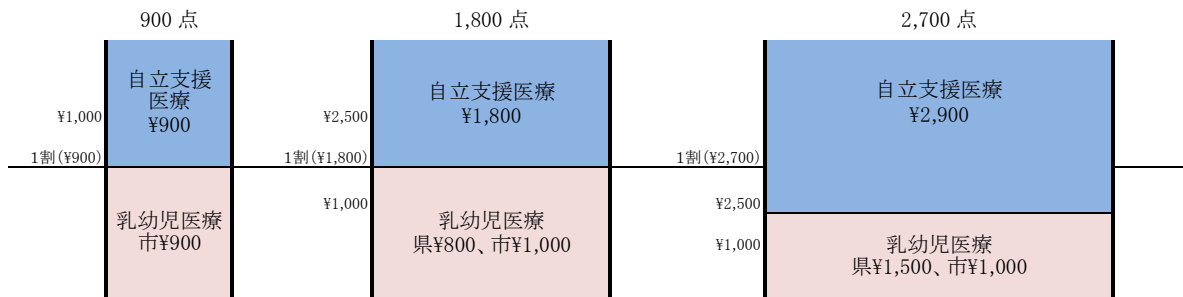
例1) 自立支援医療と福祉医療（県）の併用の場合

仮定条件 保険給付割合：7割
 自立支援医療：負担割合1割、負担上限額2,500円
 福祉医療：負担割合1割、負担上限額1,000円



例2) 自立支援医療と乳幼児医療（県+市単）の併用の場合

仮定条件 保険給付割合：8割
 自立支援医療：負担割合1割、負担上限額2,500円
 乳幼児医療：県（負担割合1割、負担上限額1,000円）、市単（無料）

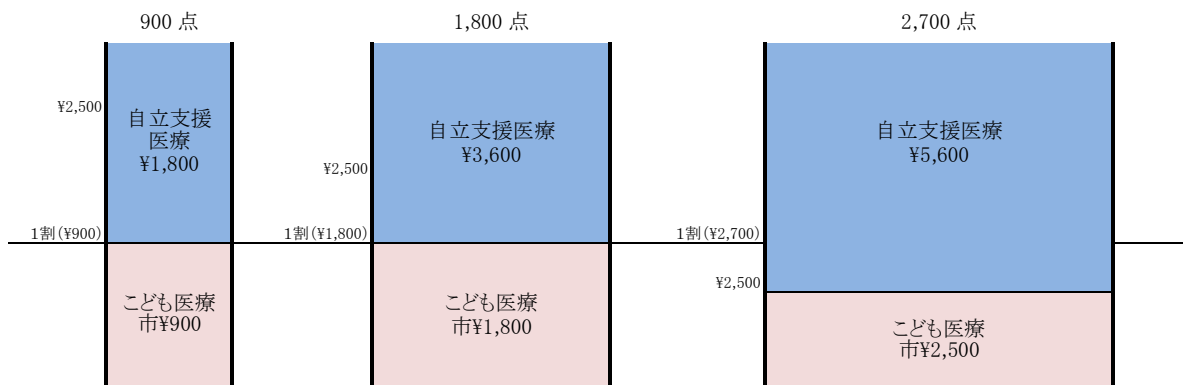


※本人負担なし

※参考

自立支援医療とこども医療（市単）の併用の場合

仮定条件 保険給付割合：7割
 自立支援医療：負担割合1割、負担上限額2,500円
 こども医療：市単（無料）



※本人負担なし

福祉・乳幼児等医療費助成事業は、県と市町村の独自財源により実施している事業です。
 今後もこの事業を安定的に維持していくために、他制度優先について徹底をお願いします。